

NPO 法人フューチャーモデルアソシエーション 会員規約

第1条(目的)

当法人は、模型飛行機・ドローンの認知度向上、体験の場の提供および無人航空機などの機械系の技術の普及活動による、模型・ドローン業界の発展を目的とします。、正会員、法人会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。

第2条(当法人の活動内容)

1. ホビーラジコンのイベント運営。
2. ホビーラジコン飛行場のシェアシステムによる体験、操縦の場の提供。
3. 模型航空機の飛行技術を子供たちに教育。
4. 模型飛行機などの基礎技術であるハードウェア、ソフトウェア技術の指導。
5. その他、当法人が模型航空機の普及に適していると判断した活動。

第3条(会員の定義)

正会員、法人会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動及び事業を推進する個人及び団体の会員をいいます。

第4条(入会申込)

入会の申し込みをする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に郵送、FAX、E-mail、直接提出することとします。

申込書を提出しその後当法人より年会費の通知後、年会費を支払うものとする。入金確認ができたときに入会が成立し、会員証を付与致します。

第5条(年会費)

年会費は次のように定めます。

正会員(個人会員)/年会費 25,000 円

法人会員/年会費 250,000 円

成立日から数えて1年ごとに当法人に入金するものとします。

年会費は当法人への寄付金として受領し、便宜供与のないものとします。

第6条(飛行場の使用)

正会員、法人会員は当法人に賛同いただいている飛行場を使用することができます。

1. 飛行場の使用については各飛行場が定めるルール、利用規約に遵守する。
2. 飛行場での営利利用は禁止とする。

第7条(飛行場使用申し込み)

申込先方法は以下の3通りとします。

1. 電話連絡先 04-7157-0158 / 0223-23-0551
2. E-mail info.fma@themis.ocn.ne.jp
3. オンライン(<https://www.npo-fma.org/>)

第7条(飛行場使用受付)

使用受付は使用日の90日前から受付を行います。

第8条(飛行場使用予約 個人会員)

個人会員の飛行場予約に下記の制限を定めます。

1. 飛行する機体はホビー用模型航空機のみ可能とします。
2. 予約受付開始は予約日の90日前から開始し最終受付は飛行日から数えて5日前までとします。

第8条(飛行場使用予約 法人会員)

法人会員の飛行場予約に下記の制限を定めます。

1. 実験、研究、無人航空機の教習の為の飛行を可能とします。
2. 各飛行場使用料を定めます。1日/30,000円
3. ただし、尾島スカイポート飛行場を含む各飛行場を1年間に6日間は無料で使用することができる。1年間を有効とし、翌年に繰り越さないものとします。
4. 予約受付開始は予約日の240日前から開始し最終受付は飛行日から数えて14日前までとします。
5. 予約キャンセルの場合の返金はございません。
6. 悪天による予約キャンセルの場合は予約日延期の手続きを行うこととします。

第9条(入会の拒絶)

当法人は、入会申込者が当法人規定第七条に該当する場合、あるいは次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

1. 申込書に虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者がかつて除名された者であった場合
3. 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合

第10条(会員資格の有効期間)

1. 正会員の資格有効期間は、成立日から1年間とします。

2. 前項に定める有効期間は、正会員又は当法人から申し出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とします。
3. 正会員は、個人で入会した会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとし、ます。
4. 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできません。

第11条(会員情報の変更)

1. 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があった時は、速やかに書面をもってその旨を当法人に通知しなければなりません。
2. 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとし、ます。

第12条(会員資格の喪失)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失とします。
2. 本人からの退会の申し出があったとき。
3. 正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
4. 除名されたとき。(第11条に基づく)

第13条(除名)

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがあります。

1. 当法人の会員規約に違反したとき。
2. 当法人の定款等に違反したとき。
3. 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
4. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
5. その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第14条(退会)

会員は、当法人が定める退会届を提出することにより、任意に退会することができます。

第15条(拠出金品の不返還)

既に納入した年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しないものとし、ます。

第16条(禁止事項)

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはなりません。

1. 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。

2. 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
3. 当法人の運営、活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
4. その他、不適切と判断されるすべての行為。

第17条(免責)

当法人に関連して、会員がほかの会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を負わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとしします。

第18条(損害賠償)

1. 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとしします。

第19条(会員規約の変更)

当法人は、運営の為に必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。